



ファイブスター投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2266 号
一般社団法人投資信託協会 加入
一般社団法人日本投資顧問業協会 加入

2024 年 11 月 5 日

受益者の皆様へ

ファイブスター投信投資顧問株式会社

「ディープリサーチ・チャイナ・ファンド（愛称：翡翠探訪）」 信託の終了（繰上償還）の予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、受益者の皆様にご投資いただいております「ディープリサーチ・チャイナ・ファンド（愛称：翡翠探訪）」（以下、「当ファンド」といいます。）は、信託財産の状況等に鑑み、2025 年 1 月 31 日をもって、信託を終了（繰上償還）することといたしましたことをご案内申し上げます。

この繰上償還（信託終了）は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従い、異議申立て手続きをもって決定されます。2024 年 11 月 5 日時点の当ファンドの受益者の皆さまのうち、繰上償還（信託終了）についてご異議のある方は、書面によりその旨をお申し出ください。

繰上償還（信託終了）は、ご異議を申し立てられた受益者さまの受益権口数が、2024 年 11 月 5 日の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合に可決されます。

■ 必要なお手続きについて

○当ファンドの繰上償還にご異議がある場合：「異議申立て」を行ってください。

3 ページの「繰上償還（信託終了）にご異議のある場合のお手続きについて」をご参照いただき、書面をご郵送ください。

○繰上償還（信託終了）にご同意いただける場合、お手続きは必要ありません。

本件につきご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

なお、お客さまの口座内容等に関するご照会は、お申込みされました販売会社にお問い合わせください。

問い合わせ先： ファイブスター投信投資顧問株式会社

お客様デスク： 03-3553-8711 受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時



ファイブスター投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2266 号
一般社団法人投資信託協会 加入
一般社団法人日本投資顧問業協会 加入

1. 繰上償還（信託終了）を行う理由

当ファンドは 2006 年 10 月 31 日に設定し、主として外国籍投資信託の受益証券を主たる投資対象とし、実質的に大中華経済圏の株式に分散投資をし、信託財産の中長期的な成長を目指す運用を行ってまいりましたが、指定投資対象としている外国籍投資信託証券が 2024 年 10 月 31 日に繰上償還されました。当ファンドの 2024 年 9 月末時点の受益権口数は約 1.6 億口と、信託約款に定める繰上償還（信託終了）の目安となる口数（10 億口）を下回る状態が継続しており、代替の指定投資対象ファンドの選定が難しいことから、当ファンドの運用を終了させ、お預かりした資産をお返しが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に基づき繰上償還（信託終了）するものです。

2. 手続きの日程と概要

公告日 [※]	2024 年 11 月 5 日	本手続きの対象となる受益者の確定日
異議申立期間	2024 年 11 月 5 日～ 2024 年 12 月 6 日	ご異議のある受益者の異議申立受付期間
繰上償還実施判定日	2024 年 12 月 9 日	繰上償還の可否決定日
異議申立受益者の買取請求期間 (予定)	2024 年 12 月 23 日～ 2025 年 1 月 14 日	異議申立てされた受益者の買取請求期間
繰上償還日(予定)	2025 年 1 月 31 日	可決した場合の繰上償還予定日

※公告はファイブスター投信投資顧問株式会社のホームページに掲載します（電子公告）。

（ホームページ：<https://www.fivestar-am.co.jp/>）

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

※ 書面による異議申立てについては、2024 年 11 月 5 日現在の受益者の皆さまを対象としております。2024 年 11 月 6 日以降に取得された受益権口数（2024 年 11 月 1 日以降に取得申込みをされた受益権口数）は本件の対象とはなりません。ご了承ください。

3. 書面による異議申立ての方法

【繰上償還（信託終了）にご異議のある場合】

お手続きが必要となりますので次ページの手続きに関する説明をご確認ください。

※当ファンドの繰上償還（信託終了）に同意いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。



ファイブスター投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2266 号
一般社団法人投資信託協会 加入
一般社団法人日本投資顧問業協会 加入

【繰上償還（信託終了）にご異議のある場合のお手続きについて】

当ファンドの繰上償還（信託終了）にご異議のある受益者の皆さまは、同封の「異議申立書」に、当ファンドの信託の終了（繰上償還）について賛成または反対される旨およびお名前、捺印、ご住所、2024年11月5日現在で保有されている受益権口数等の必要事項をご記入のうえ、2024年12月6日必着で同封の返信用封筒にて下記宛にご送付ください。2024年12月6日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

《ご記入にあたっての注意事項》

- ・当ファンドの異議申立てに関し、複数の販売会社・支店等で口座をお持ちですべての保有口数で異議申立てをされる方は、保有する販売会社名、取引店名、口座番号、保有口数をそれぞれご記入ください。

書面宛先

〒104-0042 東京都中央区入船一丁目 2-9 八丁堀 MF ビル 8F

ファイブスター投信投資顧問株式会社

業務管理部 行

《ご送付いただいた異議申立て書面の取り扱い》

- ・ご記入内容に不備がある場合などには、異議申立てをお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。保有口数をご不明な場合は、その旨をご記入ください。なお、受益者の皆さまの権利保護の観点から、販売会社またはファイブスター投信投資顧問株式会社から確認のご連絡を差し上げることがありますのでご了承ください。
- ・受益者の皆さまの個人情報はファイブスター投信投資顧問株式会社のホームページに掲載している「個人情報保護方針」に則って取り扱い、異議申立てに関する事務を処理する目的以外には使用いたしません。また、取得した個人情報は必要な範囲で弊社および販売会社において共有いたします。



4. 繰上償還（信託終了）の実施の判定

繰上償還（信託終了）については、2024 年 12 月 9 日に異議申立ての口数を集計し、実施するか否かを判定いたします。

《繰上償還（信託終了）を実施する場合》

当ファンドの繰上償還（信託終了）に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、2024 年 11 月 5 日現在の当該信託契約にかかる受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、2025 年 1 月 31 日に、当ファンドを繰上償還（信託終了）いたします。償還金は、繰上償還日から起算して 5 営業日までに、販売会社を通じてお支払いを開始いたします。

《繰上償還（信託終了）を実施しない場合》

当ファンドの繰上償還（信託終了）に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、2024 年 11 月 5 日現在の当該信託契約にかかる受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合には、当ファンドの繰上償還（信託終了）は行いません。

この場合、繰上償還（信託終了）を行わない旨を、速やかに公告し、かつ、当ファンドの信託契約にかかる知られたる受益者の皆さまに対して書面を交付いたします。

※異議申立ての結果は、2024 年 12 月 9 日（繰上償還実施判定日）以降、ファイブスター投信投資顧問株式会社のホームページ（<https://www.fivestar-am.co.jp/>）および、お客様デスク（電話：03-3553-8711【営業日の午前 9 時～午後 5 時】）にてご確認ください。

5. ご異議をお申立ての受益者の方の買取請求に関する手続きについて

・繰上償還（信託終了）をすることとなった場合、ご異議を申し立てられた受益者の方は、保有する受益権について、当ファンドを購入された販売会社等を通じて、受託会社（野村信託銀行株式会社）に対し、受益権にかかる信託財産をもって買取のべき旨を請求することができます。

・買取請求期間（受託受理日）は、2024 年 12 月 23 日から 2025 年 1 月 14 日までとなります。買取請求を行った場合の買取価額は、受託会社が買取請求書を受理した日の翌営業日の基準価額となります。なお、受益者が受領する買取代金からは、振込手数料（税込み）および買取計算書送付のための郵送料（税込み）が差し引かれます。また、買取代金の受領までには、通常のご換金請求よりも日数を要する場合があります。買取代金の収益の税務の取扱いに関しては、法令に則した適正な申告（確定申告）等のお手続きを受益者さまご自身で行っていただく必要がございます。



ファイブスター投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2266 号
一般社団法人投資信託協会 加入
一般社団法人日本投資顧問業協会 加入

・買取請求に関する書類は、異議申立期間終了後、ご異議を申し立てられた受益者の方に、郵送でお知らせ致します。

・この買取請求手続きは、受益者の皆さまのご判断によるもので、必ず行わなければならないものではありません。販売会社では、通常通り当ファンドの換金（解約）のお申込みを受け付けます。また、信託終了日まで当ファンドを保有し、償還金をお受け取りいただくこともできます。

以上



《ご参考》 繰上償還（信託終了）に関する Q & A

Q 1 : なぜ、繰上償還（信託終了）を行うのですか？

当ファンドの純資産総額は低水準で推移しており、受益権口数は信託約款に定められた口数（10 億口）を下回る状態となっております。このような状況に鑑み、信託約款に基づく手続きを経て、繰上償還（信託終了）する予定です。

Q 2 : 繰上償還（信託終了）の手続きに対して、受益者として何をしなければならないのですか？

繰上償還（信託終了）にご同意いただける場合は、お手続きの必要はございません。

繰上償還（信託終了）にご異議のある場合は、お手続きが必要です。「繰上償還（信託終了）にご異議のある場合のお手続きについて」をご参照の上、お手続きください。

Q 3 : 繰上償還（信託終了）を実施するか否かは、どのように決定されますか？

異議申立て手続きにより決定します。ご異議を申し立てられた受益者の受益権口数の合計が、異議申立てをすることができる受益者の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は可決され、受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は否決となります。

Q 4 : 異議申立て（繰上償還するか否か）の結果は、どのようにすれば知ることができますか？

異議申立て手続きの結果は、2024 年 12 月 9 日（繰上償還実施判定日）以降、ファイブスター投信投資顧問株式会社のホームページまたはお客様デスクにてご確認いただけます。

ホームページ : <https://www.fivestar-am.co.jp/> お客様デスク : 電話 03-3553-8711（営業日の午前 9 時～午後 5 時）

Q 5 : 繰上償還（信託終了）が決定した場合、異議申立てを行ったファンドはどうなりますか？

異議申立てを行うことによって当ファンド（保有いただいている受益権）に何らかの効力が発生することはありません。また、ご異議を申し立てられた受益者の皆さまには「買取請求のご案内」をお送りしますが、必ず買取請求をしなければならないわけではなく、通常の換金（解約）のお申込みも可能です。

Q 6 : 繰上償還（信託終了）が実施された場合、買付けた資金はどのようにになりますか？

運用が終了し、償還金が支払われます。

Q 7 : 繰上償還（信託終了）が実施された場合、償還価額はいつ分かりますか／償還金はいつもらえますか？

償還価額は償還日に確定します。償還金は、原則として繰上償還日から起算して 5 営業日までに、販売会社を通じてお支払いを開始いたします。

Q 8 : 繰上償還（信託終了）が実施されないこととなった場合、どのようにになりますか？

異議申立て手続きにより繰上償還（信託終了）が否決された場合には、運用を継続しますが、純資産総額が小さい場合、運用方針に定められた通りの運用ができない可能性や、投資金額に対してかかる費用の割合が大きくなる場合等があります。

Q 9 : ファンドを売却することは可能ですか？

繰上償還（信託終了）の可否に関わらず、売却はいつでも可能です。なお、換金（解約）申込みの最終受付日につきましては、お申込みされました販売会社にご確認ください。

異議申立書

ファイブスター投信投資顧問株式会社
業務管理部 行

私は、2024 年 11 月 5 日付「ディープリサーチ・チャイナ・ファンド（愛称：翡翠探訪）」信託の終了（繰上償還）の予定に関するお知らせに記載された信託の終了に関して異議を申し立てます。

※繰上償還（信託終了）にご同意いただける場合、お手続き（当該書面の作成・ご返送）は必要ありません。

ご記入日	2024 年 月 日
信託の終了についての賛否（いずれか○で囲む）	賛 ・ 否

住所	〒		
氏名	(ふりがな)		印
電話番号（日中連絡先）			
ファンド名	ディープリサーチ・チャイナ・ファンド（愛称：翡翠探訪）		
取扱販売会社			
取引店名			
口座番号			
保有受益権口数（注1）			

- (注 1) 当ファンドを複数の販売会社の口座でお持ちの方、同一販売会社であっても複数の取引店の口座でお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社、取引店名、口座番号、2024 年 11 月 5 日現在の保有受益権口数をご記入ください。
- (注 2) 上記の記入内容に不備等がある場合、異議申立てをお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。
- (注 3) 異議を申し立てられた受益者の方の保有受益権口数確認のため、取扱販売会社に対して口座等の確認を行う場合があります。従いまして、異議を申し立てられた受益者の方は、当該異議申立書の情報については弊社（ファイブスター投信投資顧問株式会社）が取扱販売会社と共有することにつき同意されたものとします。
- (注 4) 必要がある場合は、ご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

※弊社が本件で取得した情報は、ファイブスター投信投資顧問株式会社のホームページに掲載している「個人情報保護方針」に則って取り扱い、異議申立てに関する事務を処理する目的以外には使用いたしません。また、取得した個人情報は必要な範囲で弊社および販売会社において共有いたします。

＜ 注 意 ＞

- 当ファンドの異議申立てに関し、複数の販売会社・支店等で口座をお持ちですべての保有口数で異議申立てをされる方は、保有する販売会社名、取引店名、口座番号、保有口数をそれぞれご記入ください。
- 本件信託の終了についての賛否を記載する欄に記載がない異議申立書が提出された場合は、本件信託の終了に賛成するものとさせていただきます。
- 受益者の方が異議申立書を提出されない場合（異議申立書のご返送がない場合）は、本件信託の終了に賛成するものとさせていただきます。
- 本「異議申立書」は 2024 年 12 月 6 日弊社（ファイブスター投信投資顧問株式会社）到着分までを有効とさせていただきます。